

春日井市指名業者等選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）における指名業者の選定の基準及び方法について必要な事項を定めるものとする。

(等級格付及び発注基準)

第2条 建設工事（土木工事、建築工事、ほ装工事、電気工事、管工事、水道工事、塗装工事及び造園工事に限る。次項及び第5条において同じ。）の資格を有する業者の等級格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査結果の総合評定値に基づき、別表第1に定める基準により行うものとする。

2 建設工事の指名業者は、別表2に定めるところにより設計金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）が発注基準に応じた等級に属する資格を有する業者のうちから選定する。ただし、適当であると認められる場合には、直近の上位及び下位の等級に属する資格を有する業者のうちから選定することができる。

3 前項の規定にかかわらず、工事成績が特に優秀な業者については、これを選定することができる。

(選定基準)

第3条 建設工事の指名業者の選定は、次に定める事項に留意して適正に選定するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適正
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

- 2 建設工事の指名業者の選定に当たっては、特殊な技術力を必要とする等特別な理由がある場合を除き市内業者を優先するものとし、準市内業者については、過去の市発注工事の実績等を勘案して市内業者に準じた選定をするものとする。
- 3 市外業者については、発注工事の種類、内容、規模等により必要な都度選定するものとする。
- 4 設計監理・調査測量、製造の請負、物件の購入その他の契約については、指名登録業者の中から契約実績、施行成績等を勘案し、前3項の規定を準用して指名業者を選定するものとする。

(指名業者数)

第4条 建設工事の指名業者数は、次の各号に掲げる発注する設計金額に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、発注する工事の種類、特殊性その他特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 2,000,000 円未満 | 4 社以上 6 社以下 |
| (2) 2,000,000 円以上 10,000,000 円未満 | 6 社以上 8 社以下 |
| (3) 10,000,000 円以上 30,000,000 円未満 | 8 社以上 10 社以下 |
| (4) 30,000,000 円以上 60,000,000 円未満 | 10 社以上 12 社以下 |
| (5) 60,000,000 円以上 90,000,000 円未満 | 12 社以上 15 社以下 |
| (6) 90,000,000 円以上 | 15 社以上 |

(選定基準の特例)

第5条 次の場合には、等級の区分にかかわらず建設工事の指名業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要がある場合
- (2) 特定の機械又は技術を必要とする工事の場合
- (3) 特異工事の場合

(随意契約の業者選定)

第6条 随意契約による場合は、その理由を明らかにし、適正な業者を選定するものとする。

(指名停止の要件、期間)

第7条 業者の指名停止については、春日井市建設工事等請負業者指名停止措

置要領（平成5年4月1日施行）によることとする。

（雑則）

第8条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

附 則

- 1 この要領は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 請負業者選定要領（昭和54年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

格 付 表

区分 等級	土 木 工 事 建 築 工 事 ほ 装 工 事	電 気 工 事 管 工 事 水 道 工 事	塗 装 工 事 造 園 工 事
A	950 以上	900 以上	850 以上
B	800 以上 950 未満	750 以上 900 未満	700 以上 850 未満
C	650 以上 800 未満	600 以上 750 未満	550 以上 700 未満
D	650 未満	600 未満	550 未満

別表第2 (第2条関係)

発 注 基 準

区分 等級	土 木 工 事 建 築 工 事 ほ 装 工 事	電 気 工 事 管 工 事 水 道 工 事	塗 装 工 事 造 園 工 事
A	10,000,000 円以上	10,000,000 円以上	5,000,000 円以上
B	5,000,000 円以上 300,000,000 円未満	3,000,000 円以上 300,000,000 円未満	3,000,000 円以上 200,000,000 円未満
C	2,000,000 円以上 200,000,000 円未満	2,000,000 円以上 200,000,000 円未満	2,000,000 円以上 100,000,000 円未満
D	10,000,000 円未満	10,000,000 円未満	5,000,000 円未満